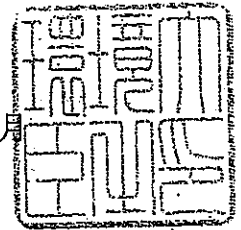


諮問 第 3 1 1 号
環自野発第110823001号
平成 2 3 年 8 月 2 3 日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環 境 大 臣
江 田 五 郎



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第9項において準用する同法第3条第3項の規定及び同法第29条第4項において準用する同法第3条第3項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区等を別添案のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

記

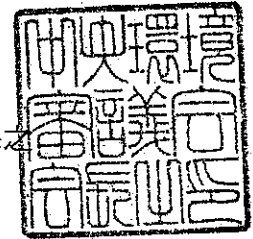
- (1) 国指定サロベツ鳥獣保護区及び同サロベツ特別保護地区の指定について
- (2) 国指定天売島鳥獣保護区天売島特別保護地区の指定について
- (3) 国指定ウトナイ湖鳥獣保護区ウトナイ湖特別保護地区の指定について
- (4) 国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区及び同モユルリ特別保護地区の指定について
- (5) 国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区の指定について
- (6) 国指定浅間鳥獣保護区浅間特別保護地区の指定について
- (7) 国指定西表鳥獣保護区及び同西表特別保護地区の指定について
- (8) 国指定与那覇湾鳥獣保護区及び国指定与那覇湾特別保護地区の指定について
- (9) 国指定池間鳥獣保護区の指定について



中環審第617号
平成23年8月23日

野生生物部会
部会長 山岸 哲 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（付議）

平成23年8月23日付け諮問第311号、環自野発第110823001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、野生生物部会に付議する。